



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外 (27)

## 目 次

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程等の一部を改正する規程.....	4
山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	6

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、局長及び局次長」を「及び局長」に改め、同条第4項を削る。

第7条第2項の表中

業務名を冠する 主 幹	を	主 幹
----------------	---	-----

に、「課の」を「課又は室の」に改

め、同条第3項を削る。

第10条中「科、室及び課に」を「室及び課に」に改め、同条の表山形県立中央病院の項中

「

栄 養 給 食 室	
-----------	--

を

「

栄 養 給 食 室	
化 学 療 法 室	

に、

「

医学資料係	
-------	--

を

--

に、

「

周産期母子部	N I C U 室	
--------	-----------	--

を

周産期母子部	NICU・G CU室		に、
医療安全部			

	医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医 事係	を
--	-------	-----------------------	---

	経営戦略課	会計係、用度係	に改め、同表山形県立日本海病院の項
	医事相談課	情報企画係、医事係、医学資料係	

中

救急部			を
-----	--	--	---

救急部			に、「情報企画係、医事係」を「医事
患者安全対策部			

情報第一係、医事情報第二係」に改め、同表山形県立新庄病院の項中

	栄養給食科		を
	地域医療室		

	栄養給食科		に、
--	-------	--	----

救急部			を
-----	--	--	---

救急部			に改める。
地域医療部			
医療安全部			

第13条中「当該部並びに科」を「当該部」に改め、同条の表診断部の項中

医学資料科	医学資料係	を
医療福祉相談科		
	企画調査係	

医学資料科	
医療福祉相談科	

に改め、同表研究検査部の項中

細菌血清室	
-------	--

を

細菌室	
血清室	

に改め、同表事務部の項中

総務課	庶務係、施設係
医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医事係


を

総務課	庶務係、施設係、企画調査係
経営戦略課	会計係、用度係
医事相談課	情報企画係、医事係、医学資料係

に改め、同表中

企画調査係	を		に改める。
企画調査係			

第16条中「当該部並びに科、室」を「当該部」に改め、同条の診療部の項中

医学資料室	医学資料係
医療福祉相談室	医療福祉相談係 

を

医学資料室	
医療福祉相談室	
医療相談支援室	

に改め、同表事務部の項中

医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医事係
-------	-------------------

を

経営戦略課	会計係、用度係
医事相談課	情報企画係、医事係、医学資料係

に改める。

第17条第1項の表副室長の項組織の欄中「、新庄病院」を削り、同条第3項の表中

医師	上司の命を受けて医療業務に従事する。
山形大学医学部関連教育病院臨床指導医	上司の命を受けて山形大学医学部学生の臨床実習に係る教育指導業務に従事する。

を

医師	上司の命を受けて医療業務に従事する。
----	--------------------

に、

「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改め、同条第4項の表中

看護助手	上司の命を受けて看護の補助的業務に従事する。
医療機器技術員	上司の命を受けて医療機器の操作業務及び保守点検業務に従事する。

を

看護助手	上司の命を受けて看護の補助的業務に従事する。
------	------------------------

に改め、同条第5項を削

る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。  
(山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正)
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。  
第7条第2項中「、局次長」を削る。  
(山形県病院事業局文書管理規程の一部改正)
- 山形県病院事業局文書管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第3号中「局次長」を削る。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程等の一部を改正する規程

(山形県病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程の一部改正)

第1条 山形県病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「局次長」を「県立病院課長」に改める。

(山形県病院事業局職員審査会規程の一部改正)

第2条 山形県病院事業局職員審査会規程(平成15年3月県病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「局次長」を「県立病院課長」に改め、同条第2項中「、局次長」を削る。

(病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部改正)

第3条 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表がん・生活習慣病センターの項中

診断部薬局長	中央病院薬局長	を
診断部医学資料係長	中央病院医学資料部医学資料係長	
診断部医療福祉相談主査	中央病院地域医療部医療福祉相談主査	

診断部薬局長	中央病院薬局長	に、
--------	---------	----

事務部医事経営課長	中央病院事務部医事経営課長	を
事務部医事経営課 会計係長	中央病院事務部医事経営課会計係長	
事務部医事経営課 用度係長	中央病院事務部医事経営課用度係長	
事務部医事経営課 情報企画係長	中央病院事務部医事経営課情報企画係長	
事務部医事経営課 医事係長	中央病院事務部医事経営課医事係長	

事務部経営戦略課長	中央病院事務部経営戦略課長	に改め、同表救命救急センターの項中
事務部経営戦略課 会計係長	中央病院事務部経営戦略課会計係長	
事務部経営戦略課 用度係長	中央病院事務部経営戦略課用度係長	
事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長	
事務部医事相談課 情報企画係長	中央病院事務部医事相談課情報企画係長	
事務部医事相談課 医事係長	中央病院事務部医事相談課医事係長	
事務部医事相談課 医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長	

診療部薬剤室長	中央病院薬局長	を
診療部医学資料係長	中央病院医学資料部医学資料係長	
診療部医療福祉相談主査	中央病院地域医療部医療福祉相談主査	

診療部薬剤室長	中央病院薬局長	に、
---------	---------	----

事務部医事経営課長	中央病院事務部医事経営課長
事務部医事経営課 会計係長	中央病院事務部医事経営課会計係長
事務部医事経営課 用度係長	中央病院事務部医事経営課用度係長
事務部医事経営課 情報企画係長	中央病院事務部医事経営課情報企画係長
事務部医事経営課 医事係長	中央病院事務部医事経営課医事係長

を

事務部経営戦略課長	中央病院事務部経営戦略課長
事務部経営戦略課 会計係長	中央病院事務部経営戦略課会計係長
事務部経営戦略課 用度係長	中央病院事務部経営戦略課用度係長
事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長
事務部医事相談課 情報企画係長	中央病院事務部医事相談課情報企画係長
事務部医事相談課 医事係長	中央病院事務部医事相談課医事係長
事務部医事相談課 医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長

に改める。

(山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 山形県病院事業局安全衛生管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「病院事業局次長」を「県立病院課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「局次長」を「県立病院課長(以下「課長」という。)」に改める。

第4条第1項中「県立病院課長(以下「課長」という。)」を「課長等(課長に、「限り」を「をいう。以下同じ。)限り)」に改め、同条第2項中「業務名を冠する主幹(以下「主幹」という。)」を「主幹」に改める。

第5条中「局次長が」を「課長が掌理する事務にあつては課長が、室長が掌理する事務にあつては室長が」に、「局次長にも」を「課長又は室長にも」に、「課長及び室長(以下「課長等」という。)」を「課長補佐又は室長補佐」に改める。

第6条第2項中「専決事務」を「専決事務(主幹の専決事務を除く。)」に改め、同条第3項中「、課長」を「、課長等」に、「課長補佐」を「課長補佐又は室長補佐」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第7条中「、局次長」を削る。

第12条第1項中「薬剤室長」を「薬剤室長、鶴岡病院にあつては薬剤主幹」に改める。

別表第1人事・サービスの項第1項中 「局次長及びこれに相当する職にある職員(以下「局次長等」という。)並びに課長」 を 「課長等に係るもの」 に改め、同表人事・サービスの項第2

項、第5項から第9項まで、第11項及び第12項中「局次長等及び課長」を「課長等」に改め、同表給与の項第1項中「10級」を「8級」に改める。

別表第2中 「薬局長専決事項(鶴岡病院を除く。)」 を 「薬局長専決事項」 に改め、同表事務局長専決事項の欄第1項中

「並びに」を「まで及び」に、「第8項」を「第8項まで」に、「及び事務局長以外の職員(看護部所属職員及び薬剤部所属職員を除く。)」を「事務局長、看護部所属職員及び薬剤部所属職員以外の職員」に改め、同欄第2項中「第8項に掲げる事項(営利企業等従事の許可に限る。)」を「第4項、第5項及び第8項(営利企業等従事の許可に限る。)」に掲げる事項」に、「及び事務局長」を「事務局長、看護部長及び薬局長」に改め、同欄中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同欄に次の1項を加える。

5 工事並びに工事に係る調査、設計及び測量に係る見積書の徴収、契約の相手方の決定及び契約書の作成に関すること。

別表第2看護部長専決事項の欄中「並びに」を「まで及び」に、「第8項」を「第8項まで」に、「看護部所属職員」を「看護部所属職員(看護部長を除く。)」に改め、同表薬局長専決事項(鶴岡病院を除く。)の欄中「並びに」を「まで及び」に、「第8項」を「第8項まで」に、「薬剤部所属職員」を「薬剤部所属職員(薬局長を除く。)」に改める。

別表第3県立病院の項中

「

医事経営課(中央病院にあっては医事課)に関するもの	医事経営課長(中央病院にあっては医事課長)		
---------------------------	-----------------------	--	--

」 を

「

経営戦略課に関するもの	経営戦略課長		
医事相談課に関するもの	医事相談課長		
医事経営課に関するもの	医事経営課長		

」 に、

「薬局長(鶴岡病院を除く。)」 を 「薬局長」 に改め、同表がん・生活習慣病センター及び救命救急センターの項中

「

医事課に関するもの	医事課長		
-----------	------	--	--

」 を

「

経営戦略課に関するもの	経営戦略課長		
医事相談課に関するもの	医事相談課長		

」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。